

財務省告示第四百九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十三項の規定に基づき、平成十七年十月十一日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十月二十一日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第十二回）
二	発行の根拠法律及びその条項	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で一兆三千六百二十八億七千六百二十五万円
五	最低額面金額	うち、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行する個人向け国債については、額面金額で二千四百八十二億六千三百五十二万円、国債整理基金特別会計法第五条ノ二の規定に基づき発行する個人向け国債については、額面金額で一兆千四百四十六億千二百七十三万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額

七 発行日  
 八 発行価格  
 九 初期利率の  
 十 適用利率の  
 十一 経過利率の  
 十二 払込み

額の整数倍の金額によるものとする。  
 平成十七年十月十一日  
 額面金額百円につき百円  
 〇・五五パーセント

(一) 各取扱機関は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第十六号に規定する期日に払い込むこととする。

$$\frac{\text{償付金額} \times 0.55}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十一 第二期以後の適用利率

年当たり、各利払期における利子計算期間開始日に行われた年計発行から償還までの期間が九年か月の超の十年利付国債の直近における割当額入札(当該開始日の属する月に行われた入札

十二 初期利子

を除く。の結果に基づき算出  
された複利回りから、八  
○パーセントを控除した率。た  
だし、控除した率が〇・〇五パ  
ーセントを下回るときは、その  
率は〇・〇五パーセントとする  
。平成十八年四月十日を支払期と  
し、次の算式により算出した金  
額を支払う。ただし、支払期が  
銀行休業日に当たるときは、そ  
の翌営業日に支払う（以下、次  
号及び第十四号において規定す  
る期日について同じ。）。

$$\text{償還金額} \times \frac{0.55}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 第二期以後の利子

毎年十月十日及び四月十日を支  
払期とし、各支払期において、  
その日以前六月間に属する利子  
として、次の算式により算出し  
た金額を支払う。

$$\text{償還金額} \times \frac{\text{第十一号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 償還期限  
十五 償還金額  
十六 払込期日  
十七 払込場所  
十八 中途換金  
十九 の取扱

平成二十七年十月十日  
額面金額百円につき百円  
平成十七年十月十一日  
日本銀行の本店又は支店  
中途換金の買取りは、平成十八  
年十月十日以後において行うこ  
ととし、その買取金額は、次の  
算式により算出した金額とする  
。

